

日本水道協会 JIS マーク表示水道用品の検査等に関する規則 対比表

改正前	改正後	備考
<p>日本水道協会 JIS マーク表示水道用品の検査等に関する規則</p> <p>平成 10 年 6 月 3 日改正 平成 12 年 2 月 8 日改正 平成 12 年 3 月 31 日改正</p>	<p>日本水道協会 JIS マーク表示水道用品の検査等に関する規則</p> <p>平成 10 年 6 月 3 日改正 平成 12 年 2 月 8 日改正 平成 12 年 3 月 31 日改正 令和 4 年 1 月 6 日一部改正</p>	<p><改正の要点></p> <p>①「日本工業規格」から「日本産業規格」への変更</p> <p>※様式に変更は無いため、本表から記載を省略する</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、日本水道協会（以下、「本会」という。）が製造工場の請求により、工業標準化法に基づくJISマーク表示製品（以下「JIS表示製品」という。）のうち、水道事業者及び水道用水供給事業者が水道施設に使用する製品の検査等を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 適用範囲は、別表に掲げる製品とする。</p> <p>(検査等)</p> <p>第3条 前条に規定する製品に対する検査等については、次条以下に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">浸出性能試験</p> <p>(浸出性能基準)</p> <p>第4条 浸出性能基準は、当該規格の定めるところによる。</p> <p>(浸出性能試験場所)</p> <p>第5条 浸出性能試験は、本会の試験所又は国公立の試験期間で行うことを原則とする。</p> <p>ただし、本会の検査職員の立会いのもとに当該製造工場（委託工場も含む）の試験設備を使用して行うことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、日本水道協会（以下、「本会」という。）が製造工場の請求により、工業産業標準化法に基づくJISマーク表示製品（以下「JIS表示製品」という。）のうち、水道事業者及び水道用水供給事業者が水道施設に使用する製品の検査等を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 適用範囲は、別表に掲げる製品とする。</p> <p>(検査等)</p> <p>第3条 前条に規定する製品に対する検査等については、次条以下に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">浸出性能試験</p> <p>(浸出性能基準)</p> <p>第4条 浸出性能基準は、当該規格の定めるところによる。</p> <p>(浸出性能試験場所)</p> <p>第5条 浸出性能試験は、本会の試験所又は国公立の試験期間で行うことを原則とする。</p> <p>ただし、本会の検査職員の立会いのもとに当該製造工場（委託工場も含む）の試験設備を使用して行うことができる。</p>	

改正前	改正後	備考
<p data-bbox="608 277 765 310">付 則</p> <p data-bbox="368 325 1026 359">この規則は、平成 10 年 6 月 15 日から施行する。</p> <p data-bbox="608 373 765 407">付 則</p> <p data-bbox="368 422 1020 455">この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p data-bbox="1736 277 1893 310">付 則</p> <p data-bbox="1495 325 2154 359">この規則は、平成 10 年 6 月 15 日から施行する。</p> <p data-bbox="1736 373 1893 407">付 則</p> <p data-bbox="1495 422 2148 455">この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p data-bbox="1736 470 1893 504">付 則</p> <p data-bbox="1507 518 2136 552">この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。</p>	